証券コード　7600
平成28年６月２日

株　主　各　位

東京都新宿区市谷台町12番２号
株式会社日本エム・ディ・エム
代表取締役社長　大　川　正　男

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月22日（水曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月23日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿２丁目２番１号
京王プラザホテル　南館４階　扇
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項
１　第44期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２　第44期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

---

1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jmdm.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当企業集団の当連結会計年度における売上高は13,024百万円（前連結会計年度比1,169百万円増、同9.9％増）、営業利益1,707百万円（前連結会計年度比412百万円増、同31.8％増）、経常利益1,536百万円（前連結会計年度比449百万円増、同41.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益800百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失391百万円）となりました。

主な要因は次のとおりであります。

売上高は、日本国内において償還価格の引下げによる厳しい事業環境下にあるものの、米国子会社Ortho Development Corporation（以下「ODEV社」）製の人工関節製品の売上が堅調に推移したこと、また脊椎固定器具製品の売上も大幅に伸張したことから、前連結会計年度比7.1％増の8,733百万円と伸張しました。米国においても人工関節製品の売上が堅調に推移し、外部顧客への売上高は前連結会計年度比15.9％増（USドルでは6.2％増）の4,291百万円と伸張しました。その結果、自社製品売上高比率は85.1％（前連結会計年度は80.0％）に上昇し、円安進行の影響等もありましたが、売上原価率は29.3％（前連結会計年度は30.1％）に低下しました。

人工関節分野は、ODEV社製人工股関節製品「オベーションヒップシステム」の売上が引き続き堅調に推移したことにより、日本国内及び米国の売上高合計は前連結会計年度比11.6％増（日本国内6.7％増、米国17.0％増）の8,192百万円と大幅に伸張しました。

骨接合材料分野は、「MDMプリマヒップスクリューシステム」の売上高が堅調に推移したことなどから、日本国内の売上高は前連結会計年度比2.6％増の2,936百万円となりました。

脊椎固定器具分野は、ODEV社製脊椎固定器具「Pagoda スパイナル システム」及び前連結会計年度から販売を開始した「IBIS スパイナル システム」の売上が順調に推移したことなどから、日本国内及び米国の売上高合計は前連結会計年度比38.1％増（日本国内48.0％増、米国3.8％減）の1,477百万円と伸張しました。

販売費及び一般管理費合計は、ODEV社の外部顧客への売上高の拡大に伴う支払手数料（コミッション等）の増加、給料及び手当の増加及び円安進行の影響により前連結会計年度比7.2％増の7,496百万円となりましたが、売上高販管費率が57.6％（前連結会計年度は59.0％）に改善した結果、営業利益は1,707百万円（前連結会計年度比31.8％増）となりました。

経常利益は、営業外費用として、支払利息136百万円など182百万円を計上した結果、1,536百万円（前連結会計年度比41.4%増）となりました。

特別損益は、医療工具など固定資産除却損324百万円を特別損失として計上しました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は800百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失391百万円）となりました。

セグメント別売上概況は次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目		当連結会計年度 （自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）	前年度比
		金額（千円）	（%）
医療機器類	日本国内販売	8,733,089	107.1
	人工関節	4,097,380	106.7
	骨接合材料	2,936,407	102.6
	脊椎固定器具	1,281,661	148.0
	その他	417,639	71.5
	米国販売	4,291,657	115.9
	人工関節	4,095,321	117.0
	脊椎固定器具	196,336	96.2
連結売上高		13,024,747	109.9

（注）１　セグメント間の取引については相殺消去しております。また、上記金額に、消費税等は含まれておりません。
２　当連結会計年度より集計方法を変更しております。なお、前年度比は前期実績を新しい集計方法で計算し表示しております。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,884百万円で、その主なものは医療工具類の取得1,754百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第41期 (平成25年3月期)	第42期 (平成26年3月期)	第43期 (平成27年3月期)	第44期 (平成28年3月期) 当連結会計年度
売上高(百万円)	8,134	9,459	11,855	13,024
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△395	475	1,086	1,536
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△397	286	△391	800
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△15.04	10.83	△14.80	30.25
総資産(百万円)	16,455	19,483	20,167	20,132
純資産(百万円)	10,838	11,051	10,853	11,330

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第41期 (平成25年3月期)	第42期 (平成26年3月期)	第43期 (平成27年3月期)	第44期 (平成28年3月期) 当事業年度
売上高(百万円)	6,279	6,673	8,151	8,733
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△389	204	580	1,019
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△303	114	△719	573
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△11.46	4.32	△27.19	21.68
総資産(百万円)	14,269	15,826	15,078	15,536
純資産(百万円)	11,836	11,818	10,986	11,376

(5) 対処すべき課題

医療機器業界を取り巻く国内環境は、少子高齢化社会の到来によって様々な変化が想定されます。国は、団塊世代が後期高齢者となる2025年を目途に、医療・福祉提供体制の再構築を進めております。医療機関の機能分化と、在宅を中心にした地域医療と介護の包括的なケア体制構築を中心に様々な施策が議論され実施されており、その変革のピークは2018年に来るだろうと考えられております。また、2018年は診療報酬と介護報酬の同時改定が行われる年でもあります。このような厳しい国家財政の下、償還価格についても大幅な引き下げが想定される為、企業努力による更なるコスト削減が必要になると考えております。

また、医薬品・医療機器等の有効性・安全性を確保する為、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」に基づき、製造から販売、市販後の安全対策まで一貫した規制が強化される方向にある事から、これら規制強化への迅速な対応が求められております。

当社は、これら様々な課題に取り組む為、「最先端の優れた医療機器の開発と販売を通じて医療に貢献する」という経営理念のもと、平成28年３月期（第44期）から平成30年３月期（第46期）までの３ヵ年を実施期間とする中期経営計画「ＭＯＤＥ２０１７～Step up to the next stage～」を策定しております。中期経営指針として「成長領域への積極投資を通じ新たなステージへ成長を加速させる。」を掲げ、「中期経営計画基本方針」の下、メーカーとしての成長を加速させ、日本国内のみならず、北米においても収益の伴った高成長を維持、成長と効率化を両立させ、顧客ニーズに対応した自社製品の開発導入、先端分野に関する情報収集強化、商品供給先の拡大による製品ラインアップの強化、自社製造能力拡大等による製造コストの更なる削減、品質管理強化、製造から販売、市販後まで一貫した安全管理体制の整備等を実施する事により、様々な課題に全社グループ一丸となり取組んで参ります。

(6) 主要な事業内容

当社の企業集団は、当社及び米国子会社１社で構成され、整形外科分野を中心とした医療機器類の輸入、開発、製造、販売を主な事業活動内容としております。

当企業集団の売上は、整形外科分野の医療機器類の取り扱いが大半を占めております。具体的には、当社が、米国子会社ODEV社及び販売提携契約等に基づき国内外メーカーから、骨接合材料、人工関節や脊椎固定器具等商品を仕入れ、日本国内において販売を行っております。

また、米国子会社ODEV社は、骨接合材料、人工関節や脊椎固定器具等の開発製造を行い、当社に対して製品供給を行う一方、独自に米国市場を中心として人工関節、脊椎固定器具等の販売を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

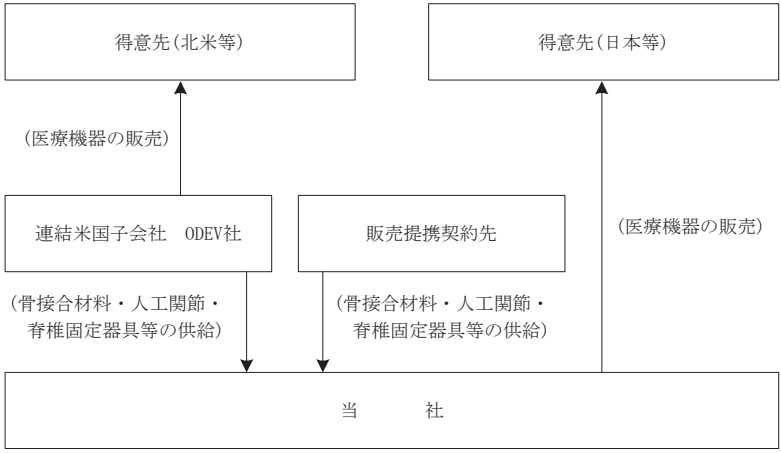

(7) 主要な営業所及び工場等（平成28年３月31日現在）

		名　　称	所　在　地
国内	本社	本社	東京都新宿区
	営業所	札幌営業所	北海道札幌市
		仙台営業所	宮城県仙台市
		北関東営業所	東京都新宿区
		埼玉営業所	
		東京第一営業所	
		東京第二営業所	
		東京第三営業所	
		横浜営業所	
		東海営業所	愛知県名古屋市
		中部営業所	
		京都営業所	大阪府吹田市
		大阪営業所	
		神戸営業所	
		中国第一営業所	広島県広島市
		中国第二営業所	
		四国営業所	香川県高松市
		福岡営業所	福岡県福岡市
		南九州営業所	
	商品センター	東京商品センター	東京都大田区
海外	子会社	Ortho Development Corporation	米国ユタ州

(8) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

人数	前年比増減
336名	19名増

② 当社の使用人の状況

区分	人数	前年比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	168名	10名増	37.0歳	10.8年
女性	53名	1名増	36.0歳	10.8年
合計又は平均	221名	11名増	36.8歳	10.8年

(9) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,134百万円
株式会社商工組合中央金庫	781百万円
ＭＵＦＧ Ｕｎｉｏｎ Ｂａｎｋ，Ｎ．Ａ	563百万円
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社日本政策投資銀行	436百万円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資状況（議決権比率）	主要な事業内容
Ortho Development Corporation	8,519千米ドル	98.3%	医療機器の開発製造販売

2. 当社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 37,728,000株

(2) **発行済株式の総数** 26,475,880株

（自己株式14,609株を含む）

(3) **株主数** 5,988名

(4) **大株主（上位10名）**

株　　主　　名	持　株　数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	7,942,764 株	30.01 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,055,800	7.76
渡邉　崇史	1,444,800	5.46
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	1,182,900	4.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,047,000	3.95
渡辺　康夫	1,012,064	3.82
島崎　一宏	893,302	3.37
株式会社アイ・ティー・ティー	396,000	1.49
日下部　博	390,529	1.47
渡邉　藍子	309,644	1.17

（注）１．持株比率は、自己株式（14,609株）を控除して計算しております。

２．当社の主要株主である筆頭株主の伊藤忠商事株式会社（「その他の関係会社」にも該当）が保有する当社株式の全てを日本特殊陶業株式会社に平成28年５月16日付で売却したため、当社の主要株主である筆頭株主は、日本特殊陶業株式会社に異動しております。
日本特殊陶業株式会社の持株数は、7,942,764株であり、持株比率は、30.01%であります。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大川正男		子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取締役	沼田逸郎	ﾄﾗｳﾏ事業推進・業務部担当	
取締役	瀬下克彦	営業本部長	
取締役	近藤浩一	ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ長兼 スパイン製品部長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取締役	弘中俊行	営業管掌・経営企画・ 管理本部担当兼 経営企画部長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取締役	渡部正一	事業推進本部長兼 事業開発部長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
社外取締役	石川浩司		大原法律事務所所属弁護士 大和ハウス・レジデンシャル 投資法人監督役員
社外取締役	佐分紀夫		
常勤監査役	小川康貴		
社外監査役	大石洋司		
社外監査役	山田美代子		山田公認会計士事務所開業 有限会社メリッサ代表取締役

（注）１．当社は、社外取締役石川浩司、佐分紀夫氏、社外監査役大石洋司、山田美代子氏の４名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．社外監査役山田美代子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

監査役鈴木竹夫氏、大原秀三氏は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会において退任しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款第29条の規定により、社外取締役との間に善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

また、当社は、会社法第427条第１項及び当社定款第39条の規定により、社外監査役との間に善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

① 取締役

・取締役会は、経営陣の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、指名･報酬諮問委員会にて内容を検討した上、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。

・取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と中長期の企業価値の持続的な向上に対する動機付けに配慮した体系とします。なお、取締役会は、同方針に基づき、短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定します。

・独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まないものとします。

② 監査役

・監査役会は、監査役の報酬等につき、監査業務の分担の状況を考慮し、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬等の額を決定いたします。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役		監査役		計	
人員（うち社外）	金額（うち社外）	人員（うち社外）	金額（うち社外）	人員	金額
8(2)名	167(8)百万円	5(4)名	24(9)百万円	13名	191百万円

（注）上記の報酬等の額には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額31,464千円が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役石川浩司氏は、大和ハウス・レジデンシャル投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、大和ハウス・レジデンシャル投資法人との間に特別の関係はありません。

・社外監査役山田美代子氏は、有限会社メリッサの代表取締役を兼務しております。なお、当社は、有限会社メリッサとの間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

	出席状況（出席率）	発言の状況
石　川　浩　司	取締役会19回開催のうち19回（100%）	弁護士としての豊富な知識と経験から発言をおこなっています。
佐　分　紀　夫	取締役会16回開催のうち16回（100%）	公認会計士として培われた専門的な知識、さらに企業経営経験から発言を行っています。
大　石　洋　司	取締役会19回開催のうち19回（100%） 監査役会14回開催のうち14回（100%）	医療業界で培われた専門的知識と経験から発言を行っております。
山　田　美代子	取締役会16回開催のうち16回（100%） 監査役会11回開催のうち11回（100%）	公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。

（注）1．佐分紀夫氏は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会において社外取締役に就任しており、就任後開催された当事業年度の取締役会は16回となります。

2．山田美代子氏は、平成27年６月19日開催の第43回定時株主総会において社外監査役に就任しており、就任後開催された当事業年度の取締役会は16回、監査役会は11回となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　優成監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	19百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の額	19百万円

（注） 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１号各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 子会社の会計監査人の状況

米国子会社Ortho Development Corporationは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているCrowe Horwath Internationalのメンバーファームの監査を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決定または決議の内容の概要

(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い法令等違反行為を未然に防止する。

② 業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に適法性の確認をとることができる体制を整える。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。

② 当社の取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。

③ 当社の文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社のリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。

② 当社の重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は３事業年度を期間とするグループ中期経営計画を定め、グループ会社全体として達成すべき目標を明確にする。

② 当社の取締役会の下部組織として当社の経営会議等を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

③ 当社の組織規程、業務分掌規程に従い、担当部門、職務権限等を明確化する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い、及び内部監査を担当する当社の内部監査室により、法令等違反行為の未然防止を図る。

② 当社の内部通報制度により、社内または社外の窓口に相談できる体制とする。

(6) 子会社の取締役の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制

当社及び子会社の取締役が出席する子会社役員会を月１回開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し適宜報告を義務付ける。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は３事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標を定める。

(9) 子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人に対し、年１回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(10) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。

② 子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。

(11) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命する。

(12) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・命令に従わなければならない。当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。

(13) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

(14) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

① 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。

② 内部通報制度を担当するコンプライアンス委員会は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(15) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(16) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から費用の前払い等の請求または償還等の請求があった場合には、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役会に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
② 常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。

(18) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保のため、内部統制システムを構築しており、その仕組みが適正に機能していることを内部監査室が定期的に評価し社長に報告をする。また、内部監査室が、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう監査することで、内部統制が有効に機能する体制としている。

(19) 当社の反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした態度で対応する事を「役職員行動規範」に定めている。また、反社会勢力の対応統括部署を人事総務部と定めており、警察と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制としている。

6. 事業の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) リスク管理に対する取り組み
リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクを抽出・評価のうえ、平成27年４月にリスク管理委員会を開催し、リスク毎の対応策を検討しました。以後、半期毎にモニタリングを実施することでリスク管理を強化しました。

(2) 職務執行の効率性の確保のための取り組み
当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする担当分野別重点施策進捗管理のための会議を月一回開催し、各取締役の担当部門の重点施策について月次進捗レビューを行いました。

(3) コンプライアンスに対する取り組み
当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信することでコンプライアンスの意識向上に取り組みました。

(4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や役職者へのヒアリングを行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位　千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	[12,429,495]	**流動負債**	[5,574,153]
現金及び預金	1,870,076	支払手形及び買掛金	609,927
受取手形及び売掛金	3,258,382	短期借入金	3,834,823
商品及び製品	5,116,992	リース債務	63,301
仕掛品	290,861	未払法人税等	129,293
原材料及び貯蔵品	1,056,385	未払費用	281,451
繰延税金資産	488,437	未払金	161,578
その他	358,955	割賦未払金	240,181
貸倒引当金	△10,595	賞与引当金	166,229
固定資産	[7,703,494]	役員賞与引当金	31,464
有形固定資産	(6,850,730)	その他	55,903
建物及び構築物	670,967	**固定負債**	[3,228,238]
機械装置及び運搬具	224,893	長期借入金	1,811,368
工具、器具及び備品	3,789,770	リース債務	100,968
土地	2,160,393	退職給付に係る負債	671,338
その他	4,705	資産除去債務	21,469
無形固定資産	(113,080)	長期未払金	420
投資その他の資産	(739,683)	長期割賦未払金	359,468
繰延税金資産	671,118	長期預り金	3,500
その他	68,582	繰延税金負債	259,706
貸倒引当金	△18	**負債合計**	8,802,391
		純資産の部	
		株主資本	[10,956,348]
		資本金	(3,001,929)
		資本剰余金	(2,587,029)
		利益剰余金	(5,393,670)
		自己株式	(△26,280)
		その他の包括利益累計額	[360,912]
		繰延ヘッジ損益	(△31,155)
		為替換算調整勘定	(497,845)
		退職給付に係る調整累計額	(△105,777)
		非支配株主持分	[13,337]
		純資産合計	11,330,598
資産合計	20,132,990	**負債及び純資産合計**	20,132,990

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　千円）

項目	金額	
売上高		13,024,747
売上原価		3,820,854
売上総利益		9,203,892
販売費及び一般管理費		7,496,108
営業利益		1,707,784
営業外収益		
受取利息	345	
受取手数料	5,113	
その他	5,243	10,702
営業外費用		
支払利息	136,321	
手形売却損	929	
為替差損	9,510	
シンジケートローン手数料	27,426	
その他	7,837	182,026
経常利益		1,536,460
特別損失		
固定資産除却損	324,467	324,467
税金等調整前当期純利益		1,211,993
法人税、住民税及び事業税	185,447	
法人税等調整額	225,118	410,565
当期純利益		801,428
非支配株主に帰属する当期純利益		882
親会社株主に帰属する当期純利益		800,546

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	3,001,929	2,587,029	4,725,431	△26,234	10,288,154
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△132,306		△132,306
親会社株主に帰属する当期純利益			800,546		800,546
自己株式の取得				△45	△45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	668,239	△45	668,194
平成28年３月31日残高	3,001,929	2,587,029	5,393,670	△26,280	10,956,348

（単位　千円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日残高	19,757	640,238	△106,832	553,163	12,455	10,853,773
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△132,306
親会社株主に帰属する当期純利益						800,546
自己株式の取得						△45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△50,913	△142,392	1,054	△192,251	882	△191,369
連結会計年度中の変動額合計	△50,913	△142,392	1,054	△192,251	882	476,824
平成28年３月31日残高	△31,155	497,845	△105,777	360,912	13,337	11,330,598

連結注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.　連結の範囲に関する事項
　連結子会社の数：１社……Ortho Development Corporation

3.　持分法の適用に関する事項
　非連結子会社及び関連会社はないため、記載すべき事項はありません。

4.　連結子会社の事業年度等に関する事項
　連結子会社Ortho Development Corporationの決算日は連結決算日と一致しております。

5.　会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
　①　有価証券の評価基準及び評価方法
　・その他有価証券
　　時価のあるもの:期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
　②　デリバティブ取引：時価法
　③　たな卸資産の評価基準及び評価方法
　通常の販売目的で保有するたな卸資産
　評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
　・商品及び製品：総平均法
　・原材料及び貯蔵品：総平均法
　・仕　　掛　　品：総平均法
　　但し、在外子会社の製品、原材料、仕掛品については先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　：６～65年

機械装置及び運搬具：７～17年

工具器具及び備品　：２～15年

② リース資産以外の無形固定資産：定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
　　金利スワップ取引

・ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
　　借入金の利息

③ ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から当連結会計年度末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは５年間で均等償却しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6.　会計方針の変更に関する事項

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

また、当連結会計年度において、連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響はありません。

7.　会計上の見積りの変更に関する事項

（耐用年数の変更）

当社は、有形固定資産の工具、器具及び備品に属する医療工具の耐用年数について、従来より５年を採用しておりましたが、医療工具の使用実態を見直した結果、当連結会計年度より耐用年数を７年に変更し、将来にわたり変更しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ292,890千円増加しております。

Ⅱ　連結貸借対照表に関する注記

1.　コミットメントライン契約

当社及び連結子会社では、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,500,000千円
借入実行高	450,760千円
差引	1,049,240千円

2.　有形固定資産の減価償却累計額　　6,487,059千円

Ⅲ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　26,475,880株

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	132,306	5.00	平成27年３月31日	平成27年６月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	158,767	6.00	平成28年３月31日	平成28年６月24日

3.　当連結会計年度末における新株予約権（行使期間未到来のものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

Ⅳ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期の預金で運用し、資金調達については銀行借入等によっています。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建て金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避するための利用に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従いリスク低減を図っております。

金利の変動リスクに関しては、金利の相場を定期的に把握しております。長期借入金については金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、固定金利以外のものについては個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

なお、デリバティブ取引は、取引権限や取引範囲等を定めた社内規程に基づき管理等を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注２）参照)

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,870,076	1,870,076	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,258,382	3,258,382	－
資産計	5,128,458	5,128,458	－
(1) 支払手形及び買掛金	609,927	609,927	－
(2) 短期借入金	2,722,835	2,722,835	－
(3) 長期借入金（１年内返済分を含む）	2,923,356	2,920,563	△2,792
(4) 割賦未払金	599,649	605,676	6,026
(5) リース債務	164,269	164,327	57
負債計	7,020,037	7,023,328	3,291
デリバティブ取引(※)	(45,061)	(45,061)	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額を表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( ) で示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 長期借入金（１年内返済分を含む)、(4) 割賦未払金及び(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、割賦・リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,788,376	269,525	△45,061

※時価の算定方法　取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注３）金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,870,076	－	－	－
受取手形及び売掛金	3,258,382	－	－	－
合計	5,128,458	－	－	－

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
長期借入金 （１年内返済分を含む）	1,111,988	1,811,368	－	－

Ⅴ　１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　427円69銭

2.　１株当たり当期純利益　30円25銭

Ⅵ　重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社日本エム・ディ・エム
　取　締　役　会　　御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　田　　啓　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エム・ディ・エム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

株式会社日本エム・ディ・エム　監査役会
常勤監査役　小　川　康　貴　㊞
社外監査役　大　石　洋　司　㊞
社外監査役　山　田　美代子　㊞

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位　千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**[8,930,966]**	**流動負債**	**[2,155,049]**
現金及び預金	1,779,917	買掛金	415,217
受取手形	1,304,233	短期借入金	826,000
売掛金	1,369,887	リース債務	63,301
商品及び製品	3,870,776	未払金	162,430
仕掛品	19,134	割賦未払金	240,181
原材料及び貯蔵品	30,726	未払費用	65,612
前払費用	31,645	未払法人税等	128,708
繰延税金資産	310,654	賞与引当金	166,229
短期貸付金	927	役員賞与引当金	31,464
未収入金	154,614	預り金	10,841
未収消費税等	59,893	その他	45,061
その他	9,245	**固定負債**	**[2,004,173]**
貸倒引当金	△10,691	長期借入金	1,000,000
固定資産	**[6,605,131]**	リース債務	100,968
有形固定資産	**(4,888,883)**	退職給付引当金	518,347
建物	434,270	長期未払金	420
構築物	608	長期割賦未払金	359,468
機械及び装置	1,082	長期預り金	3,500
車両運搬具	1,903	資産除去債務	21,469
工具、器具及び備品	2,318,910	**負債合計**	**4,159,222**
土地	2,132,108	**純資産の部**	
無形固定資産	**(38,881)**	**株主資本**	**[11,408,030]**
ソフトウェア	29,710	**資本金**	**(3,001,929)**
電話加入権	9,170	**資本剰余金**	**(2,587,029)**
投資その他の資産	**(1,677,367)**	資本準備金	2,587,029
関係会社株式	988,882	**利益剰余金**	**(5,845,352)**
長期貸付金	5,650	利益準備金	197,500
繰延税金資産	623,906	その他利益剰余金	5,647,852
差入保証金	58,946	別途積立金	4,913,000
貸倒引当金	△18	繰越利益剰余金	734,852
		自己株式	**(△26,280)**
		評価・換算差額等	**[△31,155]**
		繰延ヘッジ損益	△31,155
		純資産合計	**11,376,874**
資産合計	**15,536,097**	**負債及び純資産合計**	**15,536,097**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　千円）

項　　目	金　　額	
売上高		8,733,089
売上原価		3,616,691
売上総利益		5,116,398
販売費及び一般管理費		4,123,091
営業利益		993,306
営業外収益		
受取利息	955	
業務受託料	100,000	
その他	8,926	109,882
営業外費用		
支払利息	41,485	
手形売却損	929	
シンジケートローン手数料	27,426	
為替差損	12,377	
その他	1,008	83,227
経常利益		1,019,961
特別損失		
固定資産除却損	127,690	127,690
税引前当期純利益		892,270
法人税、住民税及び事業税	135,832	
法人税等調整額	182,732	318,565
当期純利益		573,705

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成27年４月１日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	5,713,000	△506,545	△26,234	10,966,677
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩				△800,000	800,000		－
剰余金の配当					△132,306		△132,306
当期純利益					573,705		573,705
自己株式の取得						△45	△45
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△800,000	1,241,398	△45	441,353
平成28年３月31日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	734,852	△26,280	11,408,030

（単位　千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日残高	19,757	19,757	10,986,435
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			－
剰余金の配当			△132,306
当期純利益			573,705
自己株式の取得			△45
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△50,913	△50,913	△50,913
事業年度中の変動額合計	△50,913	△50,913	390,439
平成28年３月31日残高	△31,155	△31,155	11,376,874

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.　有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 子 会 社 株 式　：移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

3.　デリバティブ取引　：時価法

4.　たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
(1) 商　　品：総平均法
(2) 製　　品：総平均法
(3) 原 材 料：総平均法
(4) 仕 掛 品：総平均法

5.　固定資産の減価償却の方法
(1) リース資産以外
の有形固定資産：定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物：６～65年
車 両 運 搬 具：５～６年
工具器具及び備品：２～15年

(2) リース資産以外
の無形固定資産：定額法
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法
(3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

6. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
(3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
(4) 退職給付引当金
・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引

② ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から期末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

10. 会計上の見積りの変更に関する事項

（耐用年数の変更）

当社は、有形固定資産の工具、器具及び備品に属する医療工具の耐用年数について、従来より５年を採用しておりましたが、医療工具の使用実態を見直した結果、当事業年度より耐用年数を７年に変更し、将来にわたり変更しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合と比較して、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ292,890千円増加しております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1.　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	29,014千円
短期金銭債務	312,865千円

2.　コミットメントライン契約

当社は、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとして金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,500,000千円
借入実行高	450,760千円
差引	1,049,240千円

3.　有形固定資産の減価償却累計額　　4,658,697千円

4.　保証債務

下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Ortho Development Corporation	3,820,191千円 (US$33,900千)

なお、上記金額は期末日の為替相場により円換算しております。

Ⅲ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	3,683,262千円
販売費及び一般管理費	29,065千円
営業取引以外の取引高	100,609千円

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	14,535株	74株	－株	14,609株

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	12,676千円
賞与引当金損金算入限度超過額	51,298千円
商品評価損損金不算入額	249,889千円
事業再構築関連費用損金不算入額	5,726千円
繰延ヘッジ損益	13,906千円
その他	73,157千円
小計	406,654千円
評価性引当額	△96,000千円
繰延税金資産（流動）合計	310,654千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金損金算入限度超過額	159,043千円
繰越欠損金	1,421,172千円
その他	3,689千円
小計	1,583,906千円
評価性引当額	△960,000千円
繰延税金資産（固定）合計	623,906千円
繰延税金資産合計	934,560千円

Ⅵ　リースにより使用する固定資産に関する注記

注記対象となる取引はありません。

Ⅶ　関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Ortho Development Corporation	所有 直接98.3	同社製品の購入等、資金援助、債務保証、業務支援、役員の兼任	仕入高 (注)1	3,683,262	買掛金	312,013
				販売費及び一般管理費 (注)1	29,065	未払金	852
				資金の返済	123,560	―	―
				受取利息	609	未収入金	29,014
				業務受託料 (注)2	100,000		
				保証債務 (注)3	3,820,191 (US$33,900千)	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 業務受託料につきましては、当該サービスに係る費用を勘案し、決定しております。
3. 当社は連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。
なお、保証料の受取はありません。また、ドル建金額は期末日の為替相場により円換算しております。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

Ⅷ　１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　429円94銭

2.　１株当たり当期純利益　21円68銭

Ⅸ　重要な後発事象

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社日本エム・ディ・エム
　取　締　役　会　　御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　田　　啓　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

株式会社日本エム・ディ・エム　監査役会

常勤監査役　小　川　康　貴　㊞

社外監査役　大　石　洋　司　㊞

社外監査役　山　田　美代子　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第44期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類

金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金６円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、158,767,626円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において責任限定契約締結の対象者が業務執行取締役等である者を除く取締役にも拡大されたことに伴い、当該取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条の一部を変更するものであります。

なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会 （社外取締役の責任免除） 第29条　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第４章　取締役および取締役会 （取締役の責任免除） 第29条　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役弘中俊行、渡部正一の２名は、伊藤忠商事株式会社との資本・業務提携契約解消のため、平成28年５月16日付で辞任しており、取締役大川正男、沼田逸郎、瀬下克彦、近藤浩一、石川浩司、及び佐分紀夫の６名は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、経営基盤強化のため２名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	大川正男（オオカワマサオ） (昭和31年９月８日生) （再任）	平成13年８月 当社取締役管理本部長兼財務部長 平成13年９月 Ortho Development Corporation取締役 平成14年10月 当社取締役海外担当（米国駐在） 平成15年３月 Ortho Development Corporation代表取締役社長 平成15年８月 当社常務取締役海外担当 平成17年８月 当社常務取締役管理部門・海外担当兼財務部長 平成19年６月 当社取締役管理本部長兼海外担当 平成20年６月 当社取締役管理本部・海外・経営企画担当 平成21年８月 当社代表取締役社長 平成21年12月 Ortho Development Corporation取締役（現任） 平成28年５月 当社代表取締役社長兼経営企画・管理本部担当兼事業推進本部担当（現任）	35,230株
	取締役候補者とした理由等 大川正男氏は、代表取締役として経営に携わり当社グループを牽引してメーカー機能強化と北米事業の拡大に努めてまいりました。中期経営計画を着実に進め、当社グループの業績回復は十分に評価できる状況にあります。また、取締役会においては、その指導力を発揮して重要な経営判断を決定し、他の取締役の業務執行を十分に監督しております。当社の現在進めている中期経営計画を推進し持続的な成長を達成するためには、候補者の実績や経営の指揮能力が必要と判断し引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
2	沼田 逸郎（ヌマタ イツロウ） (昭和35年５月18日生) （再任）	昭和59年３月 当社入社 平成13年７月 当社営業本部営業企画部長兼商品管理部長 平成14年10月 当社営業本部マーケティング戦略室長兼商品管理部長 平成15年８月 当社取締役営業本部長 Ortho Development Corporation取締役 平成17年８月 当社取締役商品管理・マーケティング担当 平成19年６月 当社取締役営業本部担当 当社代表取締役社長 平成21年８月 当社取締役事業推進本部担当 平成22年８月 当社取締役事業推進本部長兼マーケティング部長 平成24年11月 当社取締役事業推進本部長 平成25年４月 当社取締役トラウマ事業推進・業務部担当（現任）	48,705株
	取締役候補者とした理由等 沼田逸郎氏は、当社グループが属する整形外科医療機器業界の動向に精通しており、営業部門や物流部門を中心に広範な分野において当社グループの経営に携わり業績拡大に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。トラウマ事業や物流部門をさらに強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し引き続き取締役候補者といたしました。		
3	瀬下 克彦（セシタ カツヒコ） (昭和38年７月26日生) （再任）	昭和63年12月 当社入社 平成13年３月 当社営業本部営業部長兼東京営業所長 平成13年７月 当社営業本部第一営業部統括部長 平成15年７月 当社営業本部営業戦略室長 平成19年６月 当社営業本部長 平成19年８月 当社取締役営業本部長兼販売推進部長 平成20年６月 当社取締役営業本部長（現任）	27,552株
	取締役候補者とした理由等 瀬下克彦氏は、整形外科医療機器業界の営業に精通しており、豊富な営業経験を有しており、長年にわたり営業部門の責任者として当社の経営に携わり業績拡大に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の営業部門をさらに強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	近藤浩一（コンドウコウイチ） (昭和42年４月７日生) （再任）	平成元年１月 当社入社 平成15年７月 当社営業本部営業戦略室横浜営業所長（部長） 平成17年８月 当社マーケティング部部長 平成19年８月 当社取締役事業推進本部長兼企画開発部長 平成20年６月 当社取締役事業推進本部長兼マーケティング部長 平成22年８月 当社取締役東日本営業部長・スパインチーム担当 平成27年４月 当社取締役マーケティンググループ長兼スパイン製品部長(現任) 平成27年５月 Ortho Development Corporation取締役（現任）	11,790株
	取締役候補者とした理由等 近藤浩一氏は、当社グループが属する整形外科医療機器業界の動向に精通しており、マーケティング部門の責任者として経営に携わり、当社グループの製品戦略を立案・実行し当社グループのマーケティング機能の強化に積極的に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社のマーケティング部門をさらに強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
5	ヒロナカトシユキ 弘中俊行 (昭和37年11月17日生) (新任)	昭和61年４月 伊藤忠商事株式会社入社 平成13年８月 デル株式会社ビジネスセールス本部本部長 平成15年８月 同社エンタープライズ営業本部本部長 平成18年４月 米Dell Inc.コーポレートディレクター 平成18年12月 レノボ・ジャパン株式会社常務執行役員 平成21年８月 当社取締役社長付営業担当 平成22年８月 当社取締役営業本部・ODEV担当 Ortho Development Corporation取締役 平成23年４月 伊藤忠商事株式会社ライフケア事業第一課長 平成23年８月 当社取締役退任 Ortho Development Corporation取締役退任 平成25年４月 当社経営企画部長 Ortho Development Corporation取締役（現任） 平成25年６月 当社取締役営業管掌兼経営企画担当兼経営企画部長 平成26年４月 当社取締役営業管掌・経営企画・管理本部担当兼経営企画部長 平成28年５月 当社取締役辞任 当社経営企画部長（現任）	－株
	取締役候補者とした理由等 弘中俊行氏は、経営企画、海外事業及び管理部門の責任者として、当社グループの経営に携わり、中期経営計画の立案を主導するとともに米国子会社の事業拡大に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の経営戦略の立案・実行、経営管理をさらに強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
6	奥山雅彦(オクヤママサヒコ) (昭和32年２月24日生) (新任)	昭和56年４月 日本特殊陶業株式会社入社 平成18年２月 同社総合研究所第２研究部長 平成21年７月 同社技術開発本部開発センター長兼FR研究部長 平成23年７月 同社技術開発本部理事 平成25年４月 同社執行役員 平成26年４月 同社常務執行役員 平成27年６月 同社取締役常務執行役員（現任）	－株
	取締役候補者とした理由等 奥山雅彦氏は、医療機器等設計開発責任者として人工骨の開発実績があり、研究開発に関する知識や豊富な経験があります。また、学会・協会での活動経験、米国の大学で研究員としてセラミックス研究の経験があり、幅広い人脈を活かすことができます。当社の研究開発体制をさらに強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、取締役候補者といたしました。		
7	鈴鹿純一(スズカジュンイチ) (昭和33年４月11日生) (新任)	昭和57年４月 日本特殊陶業株式会社入社 平成12年７月 同社センサー事業部開発部 平成13年２月 同社PDX（電池事業）プロジェクト 平成17年６月 同社応用セラミック事業部メディカル技術部 平成20年10月 同社応用セラミック事業部品質管理部長 平成23年４月 同社応用セラミック事業部副事業部長兼メディカル製品部長 平成28年４月 同社事業開発事業部メディカル製品部参事（現任）	－株
	取締役候補者とした理由等 鈴鹿純一氏は、新規事業を含めた技術開発の経験が豊富で、特にメディカル製品群の材料及び技術に明るく、医療機器等総括製造販売責任者として医療事業に関する品質・安全管理に精通しております。当社の製品開発及び品質・安全管理体制をさらに強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、重要な兼職の状況並びに
当社における地位及び担当</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>澤木直人（サワキナオト）
（昭和38年１月16日生）
（　新　　任　）</td><td>昭和56年４月 日本特殊陶業株式会社入社
平成３年10月 同社センサー事業部技術部
平成12年９月 米国センサー（現米国特殊陶業）出向
平成16年10月 日本特殊陶業株式会社センサー事業部企画管理部
平成21年２月 同社自動車関連事業本部企画部マネジメント開発室長
平成23年３月 同社自動車関連事業本部ＳＣＭ部企画管理課長
平成26年４月 同社自動車関連事業本部ロジスティクス部
平成27年４月 同社新規事業推進本部開発企画部副参事
平成28年４月 同社事業開発事業部開発企画部副参事（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由等
　澤木直人氏は、サプライチェーンマネジメント（SCM）やロジスティクスの企画管理に精通しており、納期短縮や在庫削減の知識や経験が豊富で管理に精通しております。また、米国特殊陶業における勤務経験もあります。当社及び米国子会社の管理体制をさらに強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>石川浩司（イシカワヒロシ）
（昭和43年６月８日生）
（　再　　任　）
（　社外取締役　）</td><td>平成11年４月 大原法律事務所入所　弁護士登録（現任）
平成25年６月 当社社外取締役（現任）
平成25年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人監督役員（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由等
　石川浩司氏は、弁護士としての幅広い知識や経験を有しており、また、コーポレート・ガバナンスにも精通しており、法律の専門家として当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、社外取締役以外の方法で直接経営に携わった経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
10	佐分紀夫（サブリトシオ） (昭和24年６月２日生) （再任） （社外取締役）	昭和57年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和61年３月 公認会計士登録 平成５年９月 中央監査法人社員（パートナー） 平成11年１月 テンプスタッフ株式会社入社 平成14年10月 株式会社イー・スタッフィング監査役 平成16年６月 テンプスタッフ株式会社取締役サポート本部長兼財務部長 平成17年６月 同社常務取締役 平成20年10月 テンプホールディングス株式会社常務取締役グループ経営企画本部長 平成22年５月 Kelly Services, Inc. 取締役 平成26年４月 テンプホールディングス株式会社常務取締役グループ経営企画本部長兼グループ財務部長 平成27年６月 当社社外取締役（現任）	500株
	社外取締役候補者とした理由等 佐分紀夫氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験を有しており、また、長年にわたり企業経営に携わった経験も有しており、当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。		

（注）1. 取締役候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち石川浩司、佐分紀夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
石川浩司、佐分紀夫氏の両氏が社外取締役に再任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を継続する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
(1)社外取締役候補者の独立性について
石川浩司、佐分紀夫の両氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
(2)社外取締役の候補者が社外取締役に就任してからの年数について
石川浩司氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
佐分紀夫氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
当社と石川浩司、佐分紀夫の両氏とは現に責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、奥山雅彦氏は、業務を執行しない取締役として選任する予定でありますので、選任が承認された場合には、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決を条件として、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位	所有する当社の株式数
鮎川眞昭（アユカワマサアキ） （昭和20年７月28日生）	昭和44年４月 監査法人中央会計事務所入所 昭和46年２月 公認会計士登録 平成12年５月 中央青山監査法人理事・国際本部長 平成18年９月 みすず監査法人理事、国際本部長 平成19年８月 みすず監査法人清算人 平成21年３月 東燃ゼネラル石油株式会社社外監査役 平成26年６月 株式会社熊谷組社外監査役（現任） 平成28年３月 株式会社オークネット社外取締役（現任）	―株

補欠の社外監査役候補者とした理由等

鮎川眞昭氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験を有しており、また、長年にわたり多くの企業の社外監査役として豊富な経験を有しており、これらの専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、直接経営に携わった経験はありませんが、上記の理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
鮎川眞昭氏が社外監査役に選任され就任した場合には、独立役員となる予定であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
(1)鮎川眞昭氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
(2)社外監査役との責任限定契約について
鮎川眞昭氏の選任が承認され就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」により構成されていましたが、本議案は、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも株主の皆様と共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的としております。

具体的には、既にご承認いただいている取締役の金銭報酬（「基本報酬」及び「業績連動報酬」）の限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成29年３月末で終了する事業年度から平成31年３月末で終了する事業年度までの３年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。なお、第３号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は５名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2)当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は３年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金120,000,000円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（ToSTNeT-1を含みます）を通じて取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間１年毎に金40,000,000円を乗じた金額を上限とする金員を本信託に追加拠出します（ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式または金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、延長した信託期間１年毎に金40,000,000円から、かかる残存株式相当額及び残存金額を控除した額とします。）。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3)取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の定例株主総会開催日（ただし、任期途中で退任する制度対象者は退任日）に、下記算定式に基づき、ポイント付与日時点の役位に応じた役位別基礎金額に、直前に終了する事業年度における業績達成度に応じた業績係数を乗じて、信託での株式取得価格で除した数のポイントを付与します。100ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、１事業年度当たり50,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4)取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿２丁目２番１号
京王プラザホテル　南館４階　扇
電話　(03)3344-0111(代表)

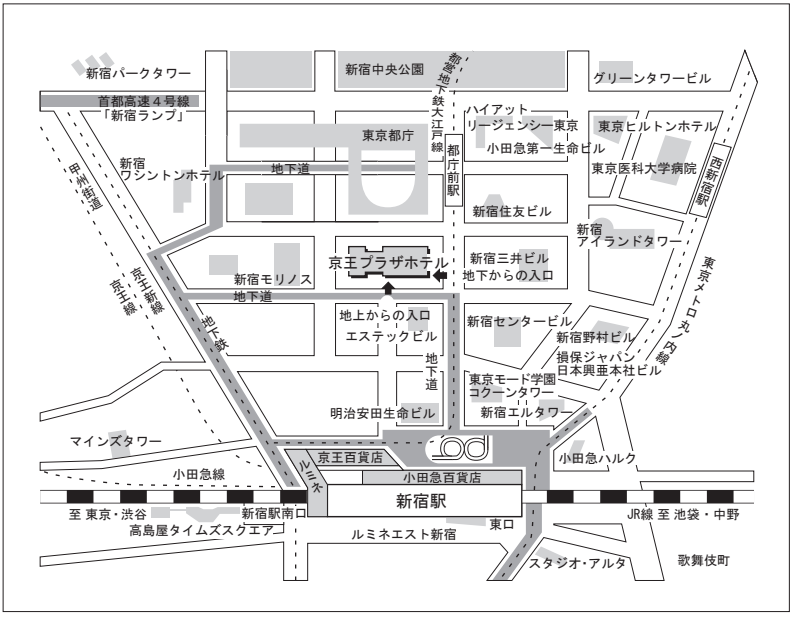

徒歩なら――●JR・私鉄・地下鉄「新宿駅(西口)」「西新宿駅」下車徒歩５分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」直結
お車なら――●首都高速４号線「新宿ランプ」が便利です。

株式会社 日本エム・ディ・エム

東京都新宿区市谷台町12番２号
電話番号　03-3341-6545